

第25回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成27年11月26日（木）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

荒木貢，伊藤恵美，追分富子，小川直人，川口政明（委員長），坪井有子，橋本泉，長谷川珠子，吉武斉彦（五十音順，敬称略）

2 説明者

川井事務局長，河合首席家庭裁判所調査官，高橋首席書記官，富田主任書記官，栗田書記官

3 係員

野中総務課長，山口総務課広報係長

第4 開会等

1 開会

2 所長挨拶，委員の交代，新任委員の紹介等

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

1 委員長の選任

規則第6条3項により委員長代理に指名されている小川委員が委員長選任までの議事を進行した。

委員から川口委員を委員長に推挙する意見があり，川口委員が委員長に選任された。

2 成年後見制度について

- ライフスタイルの変化により，家族のつながりが希薄になったり，地域社会における近隣関係が疎遠になっている中で，いつ自分が認知症になるか分から

ないことから、今後の判断能力の衰えに当たって勉強をし始めたが、いろいろと疑問が出てきたことと、高齢化が進み後見制度を利用する人が多くなると家庭裁判所としても大変なのではないかと思い、このテーマを提案した。

□ 1 制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障害などによって、例えば買い物や預金の払い戻しなどが1人でできない、あるいは、援助を必要とする状態になった場合に、本人の行為を事後に取り消したり、本人に代わって財産を管理したりするための援助者を選ぶことで、本人を法律的に保護、支援する制度である。

2 種類

成年後見制度は、任意後見制度と法定後見制度に分けられる。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人に自分の生活や財産管理を委任する契約を公正証書で締結しておき、判断能力が低下した際に、家庭裁判所に受任者を監督する者の選任の申立てをし、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することでその効力を生じる。本人の意向がより尊重されることに特徴がある。

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分な状態である場合に、家庭裁判所にその援助者の選任を申し立てるもので、本人の判断能力のレベルに応じて、後見、保佐、補助に分けられる。

3 手続の流れ等

申立てを検討している方への手続案内では、説明用DVDをご覧いただいた上で制度及び手続の概要説明を行う。福島家裁では、「申立セット」に基づいて必要書類の説明をしている。その後、申立書等が提出されると、管轄や申立権、必要書類などの確認をして受付をする。

福島家裁管内で成年後見等が利用される動機は、「預貯金の管理・解約」、

「介護保険契約（施設入所等のため）」、「相続手続」が上位を占めている。

また、申立人となっているのは、「子供」、「市町村長」、「その他の親族」の順になっており、親族からの申立てが中心である。市町村長による申立てが増加してきているのは、親族の不存在や関与許否、高齢者虐待などが原因と考えられる。

申立てを受けた後は、「本人が後見等を開始すべき状態になっているか」「後見人等として誰を選任するか」を審理する。書類審理のほか、事案により、参与員による予備審問、裁判官による審問、家庭裁判所調査官による調査を行う。医師による鑑定を行うこともある。

申立てが相当と認められれば、本人に対する後見等を開始する審判と後見人等を選任する審判がなされる。

後見人等と本人との関係の内訳及び割合は、以前は親族の割合が多かったが、平成26年では弁護士と司法書士で約半数を占めている。

後見人の権限について、後見人等は、本人の生活、療養監護及び財産に関する法律行為を行うに当たり、本人の意思を尊重し、その心身及び生活の状況に配慮することが必要とされる一方、その行使については、非常に広範な権限を有し、本人の居住用の不動産の処分を除いては、家庭裁判所の許可を必要としないとされている。後見等事務は、たとえ親族によるものであっても、公的な性質を有しているとされている。

選任された後見人等は、選任後速やかに本人財産の調査及び財産目録の調製を行い、その後、原則として年に1回、後見事務等報告書を提出することになる。

後見事務は、本人の死亡又は判断能力の回復により終了する。終了すると、後見人等は、相続人又は本人に管理していた財産を引き渡し、その旨を家庭裁判所に報告する。

4 制度運用の実情等

(1) 不正防止のための対応

大きな課題の一つとして、「後見人等による不正」の防止がある。不正事例は、全国統計で、平成25年度には被害件数662件、被害総額約4億9000万円、平成26年度には被害件数831件、被害総額約5億67000万円となっている。後見人等による不正件数は全く減少しておらず、社会問題ともなっている。このような状況は成年後見制度ひいては家庭裁判所に対する国民の信頼を失いかねない事態である。

後見人等の不正行為に対する対応策として、まず、本人の預貯金等の流動資産額が1200万円を超える場合に、何らかの形で、弁護士、司法書士等の専門職を関与させることとした。具体的には、①専門職を単独で後見人等とする方法、②専門職と親族を財産管理と身上監護に分けて後見人等とする方法、③親族を後見人等に、専門職を後見監督人等とする方法、④専門職が一時的に後見人等として関与した上、同人が後見制度支援信託の契約を行い、契約終了後は親族を単独で後見人等とする方法がある。①、②は後見事務の全部又は一部を専門職に任せることで親族の負担が軽減されるが、それに応じた報酬負担がある。③は後見事務を監督人に定期的に確認してもらうほか、専門的なアドバイスを受けることができ、①、②に比べ報酬負担を抑えることができる。④は専門職が後見人であった期間分のみの報酬負担となる、という違いがある。

①ないし③については、専門職が直接、間接に関与することで親族後見人等による不正や不相当な事務を未然に防ぐことができる。

不正防止のための対応策として、次に、後見制度支援信託の導入がある。後見制度支援信託とは、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行に信託する仕組みである。信託財産は裁判所の指示がないと払戻しや解約ができないことで不正の防止になり、本来、専門職が管理すること

が相当であるような高額資産を有している場合でも、手許で管理する財産を少額にすることで、親族後見人に任せることができるようになる。

また、後見監督等において後見人等の事務に不正の兆候を発見した場合、家庭裁判所としては、緊急事務処理態勢で対応することになる。緊急事務処理態勢に移行すると、本人の財産保全のために預貯金口座の凍結依頼、後見人等からの事情聴取等を行い、不正の疑いが深まれば、新しい後見人等を選任して、財産内容や収支について更なる調査を行うことになる。

(2) 増加する事件への対応

福島家裁管内における新受事件数を見ると、平成22年245件、平成23年359件、平成24年369件、平成25年431件、平成26年362件となっており、申立て件数は大きく増えてはいない。しかし、後見等事件は、本人の死亡又は判断能力の回復がなければ終了とはならないことから、いわゆる管理継続中の本人は累積的に増加することになる。

平成22年以降の福島家裁管内における管理継続中の本人数を見ると、平成22年12月末現在においては1483人であった本人数が、平成26年には1995人に増加しており、平均年間100人程度の増加となっている。

また、平成26年12月末現在、全国の管理継続中の本人は約18万4670人であるが、これは厚生労働省による全認知症患者の推計の約5.4%にすぎない。

今後、社会全体の高齢化、認知症患者の増加は明らかであり、それに伴い成年後見制度利用者も更に増加することが見込まれる。

そこで、家庭裁判所としても事件数増加を見据えた事務処理の見直しや新たな取組を行っている。

具体的には、後見監督における事務において、家庭裁判所から後見人に毎回照会書を送付して報告を求める方式を改め、原則として年1回、家庭

裁判所が定めた時期に、自主的に報告書を提出してもらうことにした。

また、定期報告書で求める添付資料を限定し、一次的な審査の省力化を図った。ただし、この審査で疑義がある場合には、さらに追加で他の資料や説明を求めることになる。

最後に、市民後見人の活用である。

親族の不存在や関与拒否等により後見人候補者がおらず、専門職に支払うべき報酬を賄う資力のない方に関して、誰を後見人に選任し、どのように後見事務を進めるべきかという問題がある。制度利用者の増加が見込まれる中、このような方も当然増加するであろうこと、そもそも専門職にも限りがあり、給源不足に陥ることも見込まれることから、一般の市民の方々から後見人を選ぶことでこの問題を解決する方法が考えられる。

市民後見人については、全国的には活用例があるが、その養成やバックアップ態勢の整備には自治体や社会福祉協議会等の積極的な関与が必要不可欠であり、福島家裁管内ではなかなか実現に至っていなかったところ、福島市が名簿を作成し、更なる候補者養成・支援等のバックアップ態勢を構築したことから、現在、本庁において、福島市長申立ての事件で第1号の市民後見人を選任したところである。

今後更に検討を重ね、本格的な活用を目指したいと考えている。

- 後見の申立てをしてから認められるまでに、どのくらいの時間がかかるのか。
- 事案にもよるが、申立てから、後見開始の審判及び後見人選任の審判までには、スムーズにいくと1か月程度である。
- 後見人が選任される前に、本人が行った行為、例えば高額の買い物をしてしまったなどという場合、取り消すことはできるのか。
- 後見開始の効力は、審判が確定しないと発生しないことから、遡って取り消しはできないが、後見が必要な常態ということであれば、一般的な法律行為の解釈として、取消しの余地はあると思われる。

- 全国統計で、不正事案が増えているとのことであるが、このうち福島家裁ではどのくらいあって、代表的な悪質な手口はどんなものがあるのか。また、処罰を求めていくのはどの程度あるのか。
- 福島家裁管内で、平成26年4月から平成27年3月までの間にあった不正事案は10件程度である。
- 不正事案のパターンをいくつか簡単に説明すると、例えば、親が倒れたので、娘が仕事を辞めて実家に戻ってきて介護をしているというようなケースでは、娘の生活費を被後見人のものと混同してしまうことがある。裁判所としては、収支を明確に報告してもらわなければならない、放っておくわけにはいかないということになる。そういったものを含めるとかなりの数になるが、刑事告発しなければならない事案かという点、そこまでの必要はなく、注意を促せばよいという事案も相当数ある。ただ、未成年後見で、震災によって賠償金などの高額な金銭があるような場合に、親族の後見人が確信犯的に流用してしまうというケースがあり、このようなケースでは、場合によっては刑事告発も検討する。
- この委員会は、この場だけで完結してはならないと思う。議事録をウェブサイトに掲載していると言うが、今のままでは一般国民のアプローチは少ないと思われる。ウェブサイト頼みではなく、実情や課題について、もっとメディアを通して発信していくのが有効だと思う。例えば、記者クラブに対し、定期的に勉強会を行い、出せる情報は出して記事にしてもらおうなどの努力が必要ではないか。
- メディアに発信していく方法については考えていきたい。
- 本人が認知症ではあるものの、普段は正常で、時々判断能力がなくなるときがあるなどの場合、本人が制度を利用することを反対することはあるのか。そういう場合、どういう判断がされるのか。
- 成年後見の場合、本人の同意は不要である。保佐開始の審判の申立てに併せて代理権付与の審判の申立てがある場合や補助開始の申立てに当たっては、本

人の同意が必要である。

- 本人自身も申立てが可能であるように、成年後見制度の目的の一つは、自己決定権の尊重と言われており、本人がどう思っているのかは尊重するが、判断能力のない常況にある場合には、本人がどう言っても本人の財産を守ることになる。
- それは、医学的な判断によって担保されているということか。
- 申立時に医師の診断書を提出してもらっている。必要があれば鑑定や家庭裁判所調査官による調査を行うこともある。
- 判断能力の程度については、そのレベルはさまざまである。医師は、長い期間を見て、後見や保佐の診断をしている。
- 不正事案の手口について、裁判所の中で、情報の共有化や分析は行われているのか。
- 実際の事例を基に、どうすれば不正を防止できるかというシミュレーションを福島家裁全体で行っている。過去の苦い経験から学ぼうということで、緊急事務処理態勢に該当する事態については、これ以上不正を拡大させないという思いですかさず対応している。
- 全国的には専門職の不正事案もあるようだが、専門職はどのような形で選ばれるのか。
- 専門職は、主に弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士であるが、それぞれの団体に推薦依頼をし、団体からの推薦を受けて選任している。各団体では、それぞれのカリキュラムに従って研修を受け、強制的な保険の加入や経験年数など、一定の条件の基に推薦を行うと聞いている。
- 推薦依頼を行うときは、どのような事案かなどの情報を伝えている。
- 弁護士として後見人に選任され職務を行うことがあるが、財産管理は難しく、困難な場面に遭遇することがままある。研修はきちんと行っている。
- メディアを使っての数値提供について、福島家裁管内の申立件数などは情報

提供しているのか。

- 全国的な後見関係の申立件数や終局区分、申立人と本人との関係、動機などの件数については、ウェブサイトに掲載されている。
- 成年後見制度はまだまだ知られていないと思う。私自身も、知的障害や精神障害のある方の利用ばかりなのかと考えていたが、年を重ねるに当たって大事なことだと認識した。こういう制度があると知ってもらえれば、犯罪も防止できるのではないかと思う。人生の最後をきちんと締めくくりたい。
- 任意後見制度は、自分が元気なうちに、信頼できるどなたかと契約を結んでおいて、いざ判断力がなくなったときに、家庭裁判所に申立てをして、任意後見監督人が選任されて初めて効力が生じるというもので、広報行事の際も、この制度について知りたいという方が相当数いた。
- 市民後見人というのは、どのような方がどのような経緯で選任されるのか。
- 福島市の例で説明する。厚生労働省が平成23年か24年ころから研修の助成を行っており、福島市はその助成を受け、平成24年からNPO法人に委託している。1クール3年という周期で講習や研修を行っているという。今般、名簿化することができ、福島市から裁判所に名簿が寄せられたという経緯である。裁判所としても、依頼を受けて研修の講師を務めるなど、間接的に協力を行ってきたところである。今後の市民後見人の養成やバックアップを行うため、市が市社会福祉協議会に団体の設立・運営を委託することになったと聞いている。そのような態勢の構築が見込まれたため、今般、第1号の市民後見人を選任したところである。
- 市民後見人には、報酬は支払わなくて良いということか。
- 今回のケースでは、市民後見人が報酬は不要である旨申し出ている。
- 後見人の選任や報酬については裁判事項である。後見制度を家庭裁判所で行っているのは、最終的には裁判官の判断を審判という形で示すためである。誰を選ぶか、報酬の額をどうするかは、判断の一要素である。

- それはどのように決定するのか。財産の大きさや対応の難しさなどを考慮するのか。
- 管理財産の大きさ、その期間、困難度などを考慮している。本人のためになるかどうかという観点である。少ない財産しかない場合に、報酬として支出したら生活できなくなるというのでは本人のためにならない。
- 後見人候補者が複数いる場合、最終的にはどのように決めるのか。
- 例えば、兄弟など推定相続人の間で相続争いの前哨戦のような形になっている場合、本人の財産を守るためには、どちらかを選ぶということはできない。第三者を選任することになる。また、例えば、本人が子供の1人と任意後見契約を結んでいて、他の親族が成年後見の申立てをした場合、判断能力のあったときの本人の意思を尊重するなど、いろいろな兼ね合いで判断している。
- 成年後見制度は、有効に機能する場面もあると思うが、逆に、利用してしまうといろいろな注文が付いてくるので、財産を自由に使いたいなどという欲求が親族の側に強まってしまい、制度を使わずに、勝手に財産を使われてしまうということもあるのではないか。
- その可能性は否定しがたい。

第6 次回（第26回）開催について

1 日時

平成28年6月3日（金）午後1時30分とすることです承された。

2 テーマ

(1) ワークライフバランスについて

(2) （追って定める。）

第7 閉会

以 上